

2013（平成25）年（ワ）第1356号，平成26年（ワ）第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面（27）

2018年8月31日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博	盛	
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金	敏	寛	
同 弁護士	池	上	遊	
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	白			充
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	松	本	知	佳
同 弁護士	朴	憲	浩	
同 弁護士	阪	本	志	雄

目次

第1	はじめに—本書面の内容について	5
第2	朝鮮学校の設立経緯及びその存在意義と日本政府の政策について	6
1	はじめに.....	6
2	戦前における朝鮮人に対する同化政策.....	6
3	終戦直後における学校閉鎖令.....	7
4	講和条約発効後における日本政府の对在日朝鮮人教育政策.....	7
5	2000年代における日本政府の对在日朝鮮人教育政策	8
6	日本政府の政策が民間人による差別に投影されたこと	8
7	原告らにとっての朝鮮学校の意義.....	9
第3	本件不指定処分による無償化制度からの排除等によって原告らが被った精神的苦痛につ いて.....	10
1	無償化制度からの排除が、他の差別を助長すること	10
(1)	はじめに.....	10
(2)	陳述書にあらわれた被害	11
(3)	被害実態を調査した論文について.....	12
(4)	無償化制度からの排除は在日朝鮮人社会そのものに対する攻撃であること	15
(5)	朝鮮学校排除が朝鮮共和国に対する事実上の制裁として行われていること	16
(6)	「3・29補助金見直し通知」とそれがもたらした効果	18
(7)	「補助金見直し通知」が大量懲戒請求につながったこと	18
2	民族教育の権利に対する侵害	20

(1) はじめに.....	20
(2) 民族教育の権利.....	21
(3) 具体的な権利侵害.....	21
ア 経済的理由により朝鮮学校に通えなくなったこと.....	21
イ 将来への影響を懸念して朝鮮学校に通えなくなったこと.....	22
ウ 朝鮮学校において学ぶ権利が侵害されていること.....	23
(4) 小括.....	23
3 被告の差別的な不指定処分によって原告らの貴重な時間が失われたこと.....	23
(1) 原告らも他の指定対象校に通う学生と変わらないこと.....	23
(2) 差別に抗する闘いに時間を充てざるを得なくなったことなど.....	24
ア 署名集めやビラ配りに時間を奪われたこと.....	24
イ 差別的言動にさらされたこと.....	25
ウ アルバイトを余儀なくされたこと.....	25
4 原告らの精神的損害は10万円を下らないこと.....	26
第4 経済的不利益.....	26
1 学生一人当たりの経済的不利益.....	26
2 兄弟がいればその不利益が大きくなること.....	26
3 税制上の不利益.....	26
第5 さいごに.....	27
1 無償化問題は日本政府による朝鮮学校に対する差別政策の一環であること.....	27

2	原告らの思いを正確に理解する必要があること	28
3	司法の役割が期待されていること	28

第1 はじめに—本書面の内容について

- 1 本書面では、最終準備書面に先立ち、九州朝鮮学校に通う原告らが本件無償化制度から差別的に排除されたことにより、どのような精神的苦痛を被ったのかを、原告らの陳述書及び先に実施された原告本人尋問等の証拠を引用しながら主張する。
- 2 まず、第2において、原告らが被った精神的苦痛を正確に理解するために、原告らが通った九州朝鮮学校を含む、本件無償化制度から唯一排除された全国10校の朝鮮学校がどのような経緯で設立され、設立後、本件無償化制度から排除されるまでの半世紀以上にわたって、被告国のみならず、在特会をはじめとする私人・団体から、如何なる差別政策や暴言暴力を受けてきたのかを整理する。
- 3 次に、第3において、本件無償化制度から排除されたことにとどまらず、日本政府や民間人によって、原告らが帰属する在日朝鮮人社会があらゆる差別を受けてきたことにより、原告らが被った精神的苦痛を論じるとともに、本件不指定処分によって原告らの民族教育を受ける権利が侵害され、さらには本件不指定処分に反対するために様々な行動を起こさざるを得なかったことにより、原告らの貴重な時間までも失われたことを論ずる。
- 4 また、第4において、本件無償化制度から排除され就学支援金を受給することができなかったことにより、原告ら及びその家族の経済的権利が侵害されたことを論ずる。経済的権利を侵害されたことについては、就学支援金を受給することができなかったという側面だけではなく、就学支援金の財源を確保するために特定扶養親族に対する控除が廃止されたことにより、税制上の不利益を被ることになったことも強調しておく。
- 5 さいごに、第5において、本訴訟の判決をするにあたって、本件不指定処分に基づく無償化差別が、被告日本政府の朝鮮学校に対する差別政策の一環であることを指摘するとともに、なぜ朝鮮学校を卒業する原告らが訴訟提起に踏み切ったのかを指摘したうえで、人権最後の砦である裁判所に期待される役割について指

摘することにする。

第2 朝鮮学校の設立経緯及びその存在意義と日本政府の政策について

1 はじめに

原告らが通った朝鮮学校は、日本の植民地支配によって奪われた言語や文化を取り戻す原状回復教育としての性質を有する民族教育学校である。戦前及び戦後の日本において、在日朝鮮人社会が形成される過程の中で朝鮮学校が担っていた役割は、単に朝鮮語や朝鮮歴史、朝鮮地理を知識として学ぶだけの学校ではなかった。

在日朝鮮人がなぜ朝鮮学校を設立し、子どもたちを朝鮮学校で学ばせようと考えたか、すなわち朝鮮学校の歴史的経緯を正確に知らなければ、本件無償化制度から朝鮮学校だけが差別的に排除されたことが、いかに不合理であるか、そして学生であった原告らが何に傷つき、何を訴えているのかを正しく理解し、判断することはできない。

また、朝鮮学校設立後から現在に至るまで、朝鮮学校が公私を問わず、あらゆる差別にさらされてきた理由は、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「朝鮮共和国」という。）や朝鮮総連との関係において、朝鮮学校を差別することによって、対朝鮮共和国・対総連との関係を有利に運ぼうとする政治的理由によるものであることが歴史的に明らかである

朝鮮学校の特異な歴史的経緯やその詳細については、原告ら準備書面(4)で述べたとおりであるが、特に強調しておくべき事情について指摘しておく。

2 戦前における朝鮮人に対する同化政策

戦前、日本における在日朝鮮人に対する教育については、同化政策がその基本にあり、教育政策に関しても、より一層徹底した皇民化教育が実施されていた。すなわち、日本による植民地時代の当初から、朝鮮人の民族教育に対しては弾圧が加えられ、日本政府は、徹底した日本帝国臣民化教育により、朝鮮人の民族意識と誇りを剥奪し、「日本人」に同化させた上で、侵略戦争の協力者として利用してきたの

である。このことは、1941年に国民学校規定が改編施行され、在日朝鮮人の子ども達に対する軍国青少年育成教育が本格化していったことから容易に知ることができる。また、在日朝鮮人は、全国各地に私塾を作り朝鮮語や朝鮮歴史等を子ども達に教えようとするが、特高警察による取締りを受けたことから、日本政府による朝鮮語教育敵視政策によって、朝鮮語修得の機会のみならず、民族の言語及び文化そのものを奪い取られた歴史を知ることができる。

3 終戦直後における学校閉鎖令

1945年8月15日、日本が第二次世界大戦に敗れると、在日朝鮮人は、日本全国各地に国語講習所を作り、朝鮮語と朝鮮文化を取り戻す活動を開始する。その後、国語講習所は学校体系へ編成を開始するも、GHQは、朝鮮学校についても、在日朝鮮人の特殊性を考慮せず、日本の法律の範囲内で扱おうとし、正規科目として朝鮮語教授を禁じるのみならず、朝鮮学校を認可しない方針を打ち出し、正規教科における日本語使用と日本の教科書使用が求められ、違反学校は閉鎖するとしたのである（第一次学校閉鎖令）。

日本政府は、①朝連設置の朝鮮学校は廃校扱い、②無認可朝鮮人学校は解散勧告の後、従わないものには認可申請をさせ、申請しないものは学校教育法に基づき閉鎖するとするばかりか、朝鮮人学校が、各種学校として既に認可されている場合はその認可を取り消し、新たな認可申請はすべて拒否すること、小学校における朝鮮語、朝鮮史の教授は課外に行うことなどとし、正規教育課程における民族教育の全面的禁止措置を講じた（第二次学校閉鎖令）。

4 講和条約発効後における日本政府の对在日朝鮮人教育政策

1952年4月に対日講和条約が発効されることにより、在日朝鮮人が日本国籍を喪失したことで、日本政府は、義務教育は恩恵であると態度を一変させた。朝鮮人児童が義務教育の対象外とされたことに伴い、学校閉鎖令の結果公立学校とされた朝鮮学校も、無認可の外国人学校とされ、学校としての保護の範囲外に置いた。

1965年6月22日に、日韓条約が締結されるが、日本政府は、協定永住とい

う新たな在留資格について、韓国籍を有する者に限って与えとし、永住を許可された韓国国民に対してのみ、公立の小中学校への入学を認められるよう必要な措置を執る等、在日朝鮮人の在留資格及び教育権について、南北朝鮮の分断を反映させた差別を持ち込んだ。

5 2000年代における日本政府の対在日朝鮮人教育政策

朝鮮学校が都道府県で各種学校の認可を取得する中で、歴史等について、朝鮮共和国だけではなく日本や大韓民国、さらに世界に関する教育を充実させ、理科や数学、日本語等は、日本の学習指導要領に準じた内容に変化させていったにもかかわらず、日本政府の朝鮮学校に対する差別政策は、2000年代に入ってもやはり変わることがなかった。

その典型的な例が、本件無償化問題と本質を同じくする、いわゆる大学入試資格問題である。2003年9月19日、文科省は、外国人学校の大学受験資格弾力化の対象から朝鮮学校だけを排除し、各大学の個別審査に委ねるという判断を行い、一律に卒業生に受験資格を認められた他の外国人学校との間で差別的な政策が実行されたのである。実際には、朝鮮学校では、民族教育特有の科目を除き、学習指導要領に準じた教育内容を実施していることもあり、ほとんどの大学が個別審査による受験を認めたが、朝鮮高級学校卒業生が希望した進学先を受験できないという事件も起こった。

まさに、日本政府が朝鮮共和国や朝鮮総聯との関係を根拠に、朝鮮学校に通う子どもたちを人質にとって弾圧を加えるという今回の高校無償化問題と同様の構図が見られた。

6 日本政府の政策が民間人による差別に投影されたこと

日本政府の対朝鮮共和国及び朝鮮総聯との関係を根拠とする朝鮮学校差別政策は、民間レベルにおいても、朝鮮学校に通う子どもたちに対して、様々な嫌がらせの域を超えて犯罪行為という形で現れるに至っている。

嫌がらせ等の内容は、「朝鮮に帰れ」等の暴言、チマチョゴリをカッターで切

る、制服のスカートに唾をかけるなど、卑劣かつ悪質なものであった。また、いわゆる在特会による京都朝鮮初級学校襲撃事件が起きたのも、日本政府による対朝鮮学校政策が投影されたものといっても過言ではない。在特会による朝鮮学校襲撃事件によって、刑事罰を受けた者は少なくなく、民事訴訟においては、原告である京都朝鮮学園が勝訴しており（2014年12月9日最高裁が在特会の上告棄却及び上告不受理決定し確定）、何よりも、大阪高裁（2014年7月8日判決）が、朝鮮学校には「在日朝鮮人の民族教育を行う利益」があると認定し、最高裁もこれを支持したことには、後の在特会による差別行動を抑制するという大きな意義があった。

7 原告らにとっての朝鮮学校の意義

以上のとおり、朝鮮学校の歴史的経緯は、一言で語ることができるほど簡単ではない。しかしながら、朝鮮学校の歴史として揺るぎない点は、日本の植民地政策の影響により日本で生まれ育ち日本社会のこれからを担っていく子どもたちが、民族の言葉や文化、同じルーツを持つ仲間と出会い、共に成長することを許される唯一の場所が朝鮮学校であるという点である。

原告50番は、民族教育を受けることは当たり前であり、日本の中学校に行く必要もなかったとして、九州朝鮮学校を卒業した後、薬剤師になるため日本の大学で薬学を学んでいる（甲B42号証，原告本人尋問調書1頁，3頁）。大学においては、朝鮮学校の存在はおろか、在日朝鮮人の存在を知らない人が多く、無償化制度から朝鮮学校だけが排除されていることを知る人も少ないが、原告50番が朝鮮学校のことや無償化差別の話をする、大学の友達に積極的に応援する言葉をかけられる（原告本人尋問調書10頁ないし11頁）。

原告52番は、朝鮮学校に通うことで、自分が在日朝鮮人として朝鮮の歴史や文化を知ることができたこと、自分と境遇を同じくする友達と出会い一緒に学ぶことができたこと、自分が何者かについて強く意識できたことが良かったと述べている（原告本人尋問調書7頁，11頁）。また、朝鮮学校という場所は、学校に通う学

生だけではなく、先生や保護者、保護者の役目を終えた人たちも集まることができる「家」みたいな場所だという。朝鮮学校が長い歴史のなかで様々な差別を受けてきて、それに打ち勝つために在日朝鮮人が集まる必要が生じ、それが自然と朝鮮学校となったという（原告本人尋問調書11頁）。

原告52番は朝鮮大学校を卒業後、保育士の資格をもって朝鮮幼稚園で働いている。そこでは、ウリマル（朝鮮語）、民族の歌や踊りを教えながら、日本の幼稚園と同様同等の保育を行っている（原告本人尋問調書12頁）。このように、朝鮮学校においては、そこで学んだ子どもたちが日本社会に順応できるようにと、自ら教育内容等を変化させている。

原告50番が朝鮮学校を卒業して浪人することなく日本の大学に進んで薬剤師の資格を得ることができるのも、朝鮮学校における教育内容が、日本の高等学校と同様同等であることを示している（原告本人尋問調書10頁）。

このように、朝鮮学校は、在校生のみならず在日朝鮮人にとって精神的なよりどころとなっているところ、日本の学習指導要領に準じた教育内容を実施するなどその教育内容を柔軟に変化させている一方、日本政府は、半世紀以上にわたって一貫して、朝鮮学校に対する差別政策を辞することなく、今もなお、朝鮮共和国や朝鮮総聯との関係を理由として、朝鮮学校とそこに通う生徒を人質のように扱い、対朝鮮共和国及び対朝鮮総聯政策の延長として朝鮮学校差別を継続しているのである。

第3 本件不指定処分による無償化制度からの排除等によって原告らが被った精神的苦痛について

1 無償化制度からの排除が、他の差別を助長すること

(1) はじめに

無償化制度からの排除それ自体が差別であり、原告らの心に取り返しのつかない傷を与えたことは、原告らが本訴訟において繰り返し主張してきたところである。

加えて、被告が差別を行うことの深刻さは、それが社会全体に「朝鮮学校に通う学生は、他の学生と違う。別に取り扱ってよい。」、「在日朝鮮人と日本人は違う。別に取り扱ってよい。」という誤ったメッセージを送り、社会全体による朝鮮学校、ひいては在日朝鮮人への差別を助長する点にある。

(2) 陳述書にあらわれた被害

原告56番の陳述書（甲B33号証）には、「無償化適用に向けた署名活動をしているとき、道行く人に『朝鮮人なんだから、嫌なら北朝鮮に帰れよ』などという暴言を吐かれたことがありました。大学生になった後も、無償化適用に向けた運動をする際に似たような暴言を吐かれたことがあります。」との記載がある。

また、原告19番の陳述書（甲B21号証）には、署名活動やビラ配り活動の中で「『（朝鮮に）帰れ』などと心ない言葉をぶつけてくる大人もいます。朝鮮に帰れと言われても、私は、日本で生まれ、日本で育ちました。朝鮮学校に通っていますが、日本のことも大好きです。なのに、なんでこんな差別を受けなければならないのでしょうか。政府が率先して私達を差別しているのです。」との記載がある。

同様の記載として、

「朝鮮学校を無償化制度の対象にすることを求めて署名活動をしていたときには、通行人に暴言を吐かれたこともあります。その屈辱的な体験は、決して忘れることができません。」（甲B11号証，原告5番），

（署名活動の際に）「友達が見ず知らずの人に『死ね、殺すぞ』等言われました。不平等を是正する活動をする中で、このように非常な言葉を投げかけられ、心が深く痛みました。」（甲B12号証，原告6番），

「無償化除外について署名活動等をしていると、明らかに無視されたり、冷たい視線を向けられたりするのを感じます。その時もまた、差別されていることを感じることになります。」（甲B16号証，原告10番），

「署名活動やデモに参加したときには、私たちに対し、汚い言葉を投げかける人もいました。」（甲B17号証，原告13番），

「朝鮮学校出身と言っただけで、ひどい暴言を吐かれたこともあります」（甲B26号証，原告37番）

「街頭で署名活動をしたりすれば、心無い言葉を掛けられることもあります。」（甲B31号証，原告53番），

「朝鮮学校も無償化の対象にしてほしいと街頭で署名活動をしていたとき、署名拒否にあったことがありました。私は、署名拒否されたことでも差別を受けたような気持ちになりました。」（甲B36号証，原告59番），

「署名活動やデモに参加したこともあります。そのときには暴言を吐かれたこともありました」（甲B41号証，原告67番）

等の記載がある。

このように、原告らの多くが、被告による無償化制度からの排除に対して抗う行動をする中で、さらに市民からの心ない言動に傷つくという体験をしている。

(3) 被害実態を調査した論文について

この点に関する研究論文として、「ヘイトスピーチによる被害実態調査と人間の尊厳の保障」（研究代表者：金尚均龍谷大学教授）がある。当該論文は、朝鮮半島にルーツを持つ子どもたちを中心に全国の高校生1483人からアンケートを取り、その内容を考察したものである（甲A176号証 2頁）。

質問項目の中には「日本で生活していてコリアンに対する差別を感じるか」という質問に対し「強く感じる・やや感じる・それほど感じない・感じない」の選択肢で答える設問と、具体的にどのようなときに差別を感じるのかという自由回答欄がある（同5頁）。

最初の質問に対しては、回答者の80パーセントが「強く感じる」ないし「やや感じる」という回答をしており、自由記載欄では、高校無償化問題にお

いて差別を感じるという回答が774人、それに次ぐ回答がヘイトスピーチの132人と、無償化制度からの排除をコリアンへの差別と受け止めた生徒が突出して多かった(同6頁)。

また、「就学支援金から朝鮮学校の高校生が排除されていることの認知」を問う設問では、朝鮮学校に通う学生の9割以上が知っていると回答しており(同22頁)、無償化制度を全ての学校に適用すべきか否かという設問では、朝鮮学校に通う学生の97パーセント超が全ての学校に適用すべきであると回答した(同23頁)。

ところが、同じ質問に対して、朝鮮学校以外の学校に通う朝鮮半島にルーツを持つ子どもたちが、全ての学校に適用すべきと回答した割合は5割であった。論文においてこのことは、「就学支援金の対象者と非対象者の間に顕著な意識格差が出ている。公による朝鮮学校排除政策を媒介にして、同じルーツを持つ生徒たちの間に認識の差、分断が生まれている。」と分析されている(同23頁)。

そして、朝鮮学校の就学支援金制度からの排除と、街頭などで行われている差別・排外デモや街宣との関係についての認識を質問したところ、朝鮮学校に通う学生の7割近くが「関係がある」と回答したのに対し、朝鮮学校以外の学校に通う学生では、「関係がある」という回答が5割を下回っている(同24頁)。

論文はこのことについて、「就学支援金制度からの排除や、それと呼応するように広がった複数自治体の朝鮮学校への補助金停止、廃止の動きは、朝鮮学校襲撃事件や朝鮮大学校への襲撃など、ヘイトスピーチが広がっていく時期と重なっている。それを当事者として目の当りにしてきた朝鮮学校と、それ以外の学校に通う生徒との意識の差が現れたとみられる。」と指摘している。

このように、朝鮮学校が高校無償化から排除されたことが差別であるという認識、そのことが他の差別的・排外的な動きと呼応しているという認識が当事

者に存することが明らかになっている。

さらに、なぜ、無償化制度からの排除が、差別・排外デモや街宣と関係があると思うかについて自由記載での回答を求めたところ、学生らからは、次のような回答がなされている。

「同じ理由でデモや除外を行っている」

「朝鮮人を人として認めてないから」

「人として平等じゃない，コリアンに対しての差別」

「朝鮮人を追い詰めて居場所をなくそうとしている」

「どちらも日本からコリアンは消えてほしいと思っている」

「在日朝鮮人が日本に住むことを認めたくないため」

「在日朝鮮人の存在をなくして植民地の歴史をなかったことにしようとしている」

「朝鮮人を日本で生きられなくしている」

「日本人に朝鮮学校が悪いというイメージを植え付ける」

「[就学支援金除外が※論文執筆者加筆] ヘイトスピーチにつながる」

「政治的などころで差別してしまうと，デモが強くなる恐れがある」

「デモをすることで朝鮮学校への差別がひどくなると思う」

「街宣活動をする人の一つのカードとなる可能性がある」

「国が朝鮮人であることを差別するからデモがしやすくなる」

「政府が公的に朝鮮人や朝鮮学校に対して差別をするから，在日に対する攻撃の大義名分となり，デモや街宣活動につながってしまっていると思う」

論文は、これらの声について、「高校生たちは、朝鮮人への差別が政府をはじめとする「公」による差別と街頭での差別デモ・街宣に参加する差別主義者たちとの間で循環，増幅していくサイクルを感じとっている。」と指摘している。

このように、被告が「全ての意志ある高校生の学びを支援する」という立法目的で行っている高校無償化制度から朝鮮学校に通う原告らを排除したことは、社会全体からの差別を助長する効果を伴うものであること、それを朝鮮学校に通う学生らが敏感に感じ取っており、原告らの精神的苦痛をより一層強めていることが、当該論文から浮かび上がってくる。

- (4) 無償化制度からの排除は在日朝鮮人社会そのものに対する攻撃であること
本訴訟は原告ら個人の損害賠償請求訴訟であるが、無償化制度からの排除が原告ら「在日朝鮮人に対する」差別であり、そのことが原告らによりいっそう大きな苦痛を与えたことを改めて述べる。

在日朝鮮人社会に対する被告の差別的取り扱い、教育の側面に限っても、準備書面（4）および本書面第2で述べたようにあからさまで、長きにわたり繰り返されてきたものである。

原告らはこのことを、世代を受け継ぐ中で耳にしてきた。

たとえば、「高校無償化の問題では、私が今まで話としてしか聞いていなかった差別を初めて体験しました。」（甲B3号証，原告2番），

「また差別か。」（甲B8号証，原告1番），

「親から朝鮮学校が無償化から排除されたと聞いた時は、正直「またか。」と思いました。日本政府に対する期待を裏切られたような気がしました。」（甲B14号証，原告8番），

「朝鮮学校が無償化制度の対象から外されたことを聞いて、怒りの気持ちよりも『やっぱりな』という悲しみの気持ちが覚えました。『やっぱりな』と感じたのは、これまで私たち、在日朝鮮人は、日本の社会から様々な差別を受けてきており、それが今でも根強く残っていると感じたからです。」（甲B19号証，原告21番）

などである。

他方で原告らは、高体連への加盟や、JR通学定期割引の格差是正などを求め

て、自分よりも上の世代が粘り強く取り組み、実現を勝ち取ってきたことをも聞いていた。

原告らは、そのような差別の歴史を知り、そして身をもって体験したからこそ、「今度は私たちが1世、2世の期待に応え、後輩たちのためにがんばろうと思ひ」（甲B3号証，原告2番），あるいは「私を認めてくれたウリハッキョを今度は私が守ろうと思ひ」（甲B19号証，原告21番），本訴訟を提起したものである。

まだ子どもだった原告らが、これほど差別の際立つ社会で、日本政府を被告として訴訟提起することを、それも自分自身のためだけではなく、自分より幼い者のため、そして周囲の在日朝鮮人への思いのために決意したことは、決して美談と評価して終わるものではない。

在日朝鮮人がどれだけ日本社会の中で苦労を強いられ、苦痛を味わってきたかを、それを次世代に残してはならないことを、原告らが身に染みて感じていることの表れである。

被告による差別がなければ、原告らは幼い心に憤りを覚えることも、危機感を覚えることもなかった。同じ年代の日本の学校に通う学生と同じように、その時しかない学校生活の時間を思い切り味わうことができた。

それをさせなかったのは、被告による差別にほかならない。

- (5) 朝鮮学校排除が朝鮮共和国に対する事実上の制裁として行われていること
被告は、朝鮮共和国に対し、国連安保理決議に基づく経済制裁とならんで、独自の制裁措置をも、外国為替及び外国貿易法（いわゆる外為法）と特定船舶入港禁止特別措置法を根拠として実施している。

これによって、在日朝鮮人は祖国への自由な渡航・往来を妨げられていることをはじめとして、数々の甚大な不利益を被っている。

また、朝鮮総聯やその関係先に対して、些細な出来事を理由として捜索・押収が繰り返されるなど、さまざまな圧力が、在日朝鮮人やその組織する集団に対し

で繰り返し加えられているところ、これを事実上の制裁と位置づける見解もある（甲A174号証）。

そして、朝鮮学校の無償化制度からの排除もまた、このような事実上の制裁の一環ないし延長として行われている。

すなわち、下村文部科学大臣は、2012年12月28日の記者会見において、朝鮮学校を不指定とするにあたり、「拉致問題の進展がなく、朝鮮総聯と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続を進めたい旨を提案したところ、総理からもその方向でしっかり進めていただきたい旨の御指示がございました。」と述べた（甲A60号証の1）。

また、同大臣はその際、「1条校化するという事は、つまり日本の学校制度の中に入って努力するという事については、今は朝鮮学校側は検討しているようには聞こえてはまいりませんが、そういう方法があるという方法論を申し上げている」、「この朝鮮学校のまま対象にできるかどうかというのは、やはり今御指摘があった拉致問題、それから国交の回復と、一定の問題がクリアした上での朝鮮学校に対する、対象になるかどうかということになってくる」などとも発言している。

そして、拉致問題に進展があった場合にはどうなるのかという記者からの質問に対しては「それは外交上、それだけのですね、既に学校教育等を調査した結果の上での判断ですから、それは対象から外さないということですが、朝鮮学校についてはその内容も分からない状況で今日まで来たという経緯もございますし、また、先ほど申し上げたような理由から、これは対象から外すということもございます。」と発言している。

このような発言は、拉致問題、国交の回復という政治外交上の問題を朝鮮学校に対する不指定の判断に結び付け、その根拠にするものであって、日本に生まれ生活する在日朝鮮人に対する差別、圧力をもって、朝鮮共和国への制裁、圧力を

企図したものにはほかならない。

(6) 「3・29補助金見直し通知」とそれがもたらした効果

原告らは、先に2016年6月1日付準備書面(13)において、同年3月29日に被告が発出した通知が、朝鮮学校の無償化からの排除と同質であることを指摘した。すなわち、当該通知は、被告から全国28の都道府県の知事に対して、朝鮮学校に対する補助金の支出について見直しを求めたものである(甲A132号証)。

当該通知に呼応する補助金停止は、すぐに各地の自治体で現実のものとなった。

すなわち、2016年度中に茨城、栃木、三重、和歌山、2017年度中に群馬で、朝鮮学校への補助金が停止された。

また、2018年度には、兵庫県で補助金の減額が明らかになった(甲A177号証：朝日新聞社説)。

在校生がゼロになったからという理由で補助金を停止した自治体もあるが、児童・生徒数の減少は、朝鮮学校が無償化から排除されたことによって経済的負担が増したことや、朝鮮学校を差別する公のメッセージとそれに呼応する差別反応を目の当たりにした親たちが、朝鮮学校に子どもたちを送ることを躊躇したこと背景にある。

このように、本件不指定処分と本質を同じくする通知が発出され、実際に朝鮮学校への差別が助長されていることは、本件不指定処分もまた差別を助長する効果を有するものであり、原告らに処分そのものだけでなく、それによって引き起こされた差別による精神的苦痛を与えたことを示すものである。

(7) 「補助金見直し通知」が大量懲戒請求につながったこと

上記記載の補助金見直し通知の発出を受けて、これを問題視する会長声明等が複数の弁護士会から発出されており、すでに甲B140号証の1ないし16として提出したところである。

ところがその後、上記会長声明等を発出した弁護士会の当時の執行部役員等に対して、大量かつ定型の懲戒請求が起こされるという事態が各地で起きた。

本事件の弁護団員弁護士の大多数が所属する福岡県弁護士会では、会員のほぼ全員に対して大量の懲戒請求が提起されるという事態が起こり、福岡県弁護士会は、これを懲戒請求制度本来の趣旨を逸脱するものとして、懲戒請求として取り扱わない旨を決定した（甲A178号証：会長（当時）談話）。

また、沖縄弁護士会は、日弁連の会長声明発出当時の沖縄弁護士会会長と、同弁護士会所属の弁護士に対して合計961通の懲戒請求が行われたことについて、懲戒請求制度本来の趣旨を逸脱するものとして、懲戒請求として取り扱わない旨を決定するとともに、弁護士個人のバックグラウンドを根拠に狙い撃ちしたものであることが明らかであり、個人としてその尊厳が保護されるべきとの価値観を真っ向から否定するヘイトスピーチ、あるいはそれと同種の行為であるといわざるを得ず、これを容認することが断じてできないという会長声明を発表した（甲A179号証：沖縄弁護士会会長声明）。

弁護士会が発出した声明等が懲戒請求の対象になるということはきわめて異例であって、このような懲戒請求は弁護士会の意見の表明を委縮させることはもとより、非違行為を行っていないにも関わらず懲戒請求の対象とされた弁護士への不当な圧力ともなり、同人の名誉や心情を傷つけるものである。

これらに加えて、懲戒請求の対象とされた会長声明が朝鮮学校への補助金見直し通知の問題性を指摘するものであったということは、原告らをはじめとする朝鮮学校の学生、保護者、教員らをはじめとする朝鮮学校を取り巻く人々にも、自らを否定されたという感情を抱かせるものである。

このように、被告の政策に反対する言論に対して、数や力の圧力で抑え込もうとする勢力が社会の中に生まれていること自体が極めて深刻な問題であるが、それが朝鮮学校に対する差別を非難する言論に対して行われたことは、被告が朝鮮学校を無償化制度から排除し、補助金を見直すよう通知したことによって、その

ような抑え込みや圧力を加えてもかまわない、あるいは、在日朝鮮人はそのような圧力の対象であるというメッセージとして受け取った人々がいるということを端的に示すものである。

このような事実上の制裁の一環によって、原告らとその尊厳を傷つけられ、幼い心に深い傷を負ったことは言うまでもないが、このことは、日本社会への様々な悪影響をも同時にもたらし、原告らを二重三重にも苦しめることにつながっている。

まさに「政府が率先して私たちが差別」（甲B21号証・原告19番）したと感じるゆえんなのである。

2 民族教育の権利に対する侵害

(1) はじめに

原告らが朝鮮学校において民族教育を受ける国際法上の権利を有しているにもかかわらず、無償化制度からの排除によってこれが侵害されていること、そのことによって原告らが甚大な精神的苦痛を被っていることは、原告らが訴状にはじまり繰り返し主張してきたところである。

他方、被告は、原告らが受けている民族教育を否定するものではないとか、原告らが無償化制度からの排除後も朝鮮学校で学んでいることをもって、原告らの民族教育を受ける権利は侵害されていないと繰り返し主張している。

しかしながら、被告は、朝鮮学校が朝鮮共和国と関わりを持っていること、朝鮮総連と関わりをもっていることから、朝鮮学校での教育に対して不当な支配が及んでいるということを、朝鮮学校に就学支援金を支給することのできない理由として主張し続けている。

このような被告の矛盾した態度は、この訴訟において急に始まったものではなく、これまでの朝鮮学校や在日朝鮮人に対する政策の中で、繰り返し示されてきたものであり、そのような在日朝鮮人に対する不誠実な態度こそが、民族教育の権利に対する侵害であって、原告らの尊厳を深く傷つけることを、改めて述べる。

(2) 民族教育の権利

1965（昭和40）年12月に出された文部事務次官通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」が出され、その中で「民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は（中略）これを各種学校として認可すべきでない」とされた。

その後、朝鮮学校が各種学校として認可されるに至るまで、長きにわたり苦勞を強いられたことは既に準備書面（4）で詳細に述べたとおりであるが、戦後から現在に至る被告の姿勢に通底しているのは、上記通達に見られる民族教育の否定である。

被告が国連の複数の委員会から、朝鮮学校への無償化制度適用について懸念ないし非難する勧告を繰り返し受けていることは、原告準備書面（8）において述べたところである。

被告は、国際機関から繰り返し勧告を受け、これらの規範およびその自国での実施状況につき十分に理解しているはずなのに、国際機関においては自らの措置が正当であるかのような答弁を繰り返し（準備書面（14）において既述）、国内においては原告らをはじめとする民族的マイノリティへの抑圧を繰り返している。

このような被告の矛盾した言動それ自体が、原告らの尊厳を著しく傷つけ、精神的な苦痛を負わせるものである。

まして、本件訴訟における、原告らは朝鮮学校で現に民族教育を受けているのだからその権利は侵害されていないなどという主張は、第2で述べた歴史的経緯を意図的に無視するものであって、原告らの精神的苦痛をより深めた。

(3) 具体的な権利侵害

ア 経済的理由により朝鮮学校に通えなくなったこと

ただでさえ経済的に苦しいながらも原告らを朝鮮学校に通わせている保護者は、就学支援金が支給されないことによってさらなる経済的苦境に立たさ

れた。

実際に原告らの中には、大学に進学して学びたいという思いを持ちながらも、「家計や生活のことを考えると進学すること自体が間違っているのではないかと思うことがあります。こんなにも家庭が苦しい中、少しでも家族のために働き、親に楽をさせてあげるのが親孝行なのではないか」と進学することを躊躇し（甲B7号証，原告1番），結果的に進学を断念して働き始めた者（甲B8号証，同）がいる。

また、「私と同じく中学校に通っていた先輩や同級生が皆朝鮮学校に進学できたわけではありません。高校無償化が適用されないために、日本学校へ進学せざるをえない人もいました。」（甲B3号証，原告2番）と述べた原告もいる。幼いころから「ずっと一緒にいるので、クラス全員が家族のような感覚です。」（同），あるいは「先輩たちは後輩たちを本当の弟や妹のようにかわいがるように教えられてきました。」（原告52番本人尋問調書4頁）と述べられているように、密接な人間関係を形成してきた原告らにとって、友人や先輩，後輩が自身の意思によらず日本学校に転出することは、家族と離れて暮らすほどの苦痛を伴うものであった。

なお、原告らが被った経済的不利益については、後記第4において改めて詳述する。

イ 将来への影響を懸念して朝鮮学校に通えなくなったこと

また、原告らの保護者が、経済的理由よりも原告の将来への影響を懸念して朝鮮学校への進学を躊躇する場合が見受けられた。

たとえば、「高校に入学するとき、両親と私との間で、意見が分かれしました。両親は、これから私が日本で生きていくにあたって、学歴や就職で不利になるかも知れないと心配し、日本の高校に通うことを勧めたのでした。」

（甲B6号証，原告14番）という経験をした原告がいるが、これはまさに、被告の朝鮮学校に対する差別的な政策により、朝鮮学校に対する非難の

目が日本社会に形成されており、在日朝鮮人が進路を選択する際にそのような視線への懸念を余儀なくされていることを表すものである。

ウ 朝鮮学校において学ぶ権利が侵害されていること

原告らが朝鮮学校において、朝鮮の地理、歴史、文化、朝鮮語を学ぶ意義は、それらをただ知識として知るだけではなく、「自分と境遇を同じくする友達と出会い、一緒に学べたことがとてもよかったです。そして、自分が何者かについて強く意識できた」（原告52番本人尋問調書11頁）という言葉に端的に表れているとおり、仲間とともに在日朝鮮人としてのアイデンティティを育むことにある。

上述したような原告らの被害は、原告らが知識として朝鮮語等を学ぶ機会だけでなく、朝鮮学校に通って在日朝鮮人としてのアイデンティティを形成し、それを自身の軸として堂々と生きていくことを妨げるものであって、その影響ははかりしれない。

(4) 小括

このように、被告の主張は、原告が朝鮮学校において学ぶ権利を侵害している点を正確にとらえていないばかりか、被告が民族教育の権利を軽視し、自らの差別的取り扱いを矮小化する姿勢が端的に表れているものであって、そのような主張自体が、原告らにさらなる精神的苦痛を与えているのである。

3 被告の差別的な不指定処分によって原告らの貴重な時間が失われたこと

(1) 原告らも他の指定対象校に通う学生と変わらないこと

朝鮮学校が、民族教育科目を除き学習指導要領に準じた教育内容を実施していることは否定できない事実であり、この点において朝鮮学校に通う学生は、日本学校や他の指定対象校に通う学生と何らの差がない、未来に希望を抱く「学生」である。また、教育内容以前の本質的事項として、朝鮮学校に通う生徒は、言うまでもなく、日本学校や他の指定対象校に通う学生と何ら違いのない「子ども」である。

通常、「学生」ないし「子ども」であれば、国や社会の庇護の下で、友人達と学業や部活に精力的に参加し、学校生活の中でその人格を形成していくはずである。原告42番の「私たちの普段の高校生活は、他の日本国の学校に通う高校生と何ら変わりません。一生懸命勉強をして、部活動に打ち込んで、一生の親友と出会い、友達と一緒に遊んで笑ったり泣いたりします。」（甲B2号証）という陳述は、端的にこのことを示している。

(2) 差別に抗する闘いに時間を充てざるを得なくなったことなど

被告国が高校無償化から朝鮮学校を排除したことにより、朝鮮学校の生徒たちは、貴重な高校生活の時間を、国の差別に抗する闘いや、アルバイトなどに充てることを余儀なくされた。

ア 署名集めやビラ配りに時間を奪われたこと

原告らは、通学路途中の駅等で、朝鮮学校への無償化制度の適用を求める署名活動やビラ配りに参加している（本人尋問調書、甲B2、甲Bの5、甲B8、甲B9、甲B11、甲B12、甲B16、甲B17、甲B19、甲B28、甲B31、甲B34、甲B35、甲B36、甲B40、甲B41、甲B42号証）。「今でも、朝鮮学校の生徒達は、学校の周辺や、通学路の駅前などで、晴れの日も雨の日も風の日も、懸命に署名活動を行っています。私も、勉強の合間をぬって署名活動に励みました。」（甲B42号証）との陳述は、署名活動が頻繁かつ懸命に行われてきたとを伝えるものである。

高校無償化から朝鮮学校を排除した結果、原告らは、自らの誇りを懸けてビラ配り等を自発的に行ったものであるが、同時にこれらの行為は、国に民族の誇りを踏みにじられた結果、このような戦いを余儀なくされたからと言わざるを得ない。そして、朝鮮学校の学生以外が通常送るであろう学生生活、すなわち通学路途中の駅でビラ配り等をせずとも、学業や部活動に専念できる時間が、奪われ続けたと評価する他ない。

イ 差別的言動にさらされたこと

加えて、ビラ配りに参加した学生等は、通行人より温かい対応を受ける場合もあったものの（本人尋問調書104項）、「死ね」「殺すぞ」「(朝鮮に) 帰れ」等と罵声を浴びた者も多く存在する（甲B12, 甲B16, 甲B17, 甲B19, 甲B31, 甲B33, 甲B34, 甲B41号証）。

まだ中高生に過ぎない学生がこれらの発言を受けたときに感じる恐怖、悲しみ及び屈辱は筆舌に尽くし難いことは言うまでもない。これら心ない通行人の差別的行為を受けたことは、朝鮮学校の学生がビラ配りをしたことからくる自己責任でも、一部通行人のモラル、考え方の問題に帰着するものではない。

繰り返しになるが、これらは、結局のところ、国が高校無償化から朝鮮学校を排除したこと、すなわち国の政治的・差別的決定により、朝鮮学校の学生が戦いを余儀なくされたからに他ならない。原告21番の「朝鮮に帰れと言われても、私は、日本で生まれ、日本で育ちました、朝鮮学校に通っていますが、日本のことも大好きです。なのに、なんでこんな差別を受けなければならぬのでしょうか。政府が率先して私達を差別しているのです。私は、日本に暮らす朝鮮民族の誇りと未来を守るために闘います。」（甲B19号証）という陳述は、このことを端的に指摘するものである。

ウ アルバイトを余儀なくされたこと

朝鮮学校の生徒は、無償化対象から排除されたことにより、家計を助けるためアルバイトを余儀なくされた者、自身の貯金から学費を支出した者も存在する（甲B7号証, 甲B14号証）。

「日本の高校に通う生徒の中にも、家計のためにアルバイトをしている人がいるはずですが。しかし、彼らと私が違うのは、彼らは高校無償化制度の恩恵を受けているのに対し、私はその恩恵を一切受けていないという点です。私もできることなら、アルバイトはせずに、高校生である今しかできない勉

強や友達との付き合い、大好きな民族楽器を時間のゆるす限り演奏したいと思っています。」(甲B7号証)との陳述は、これらの原告らが、無償化対象から排除された固有の結果として、学校後に家族と供に過ごす時間や部活動の専念する時間を奪われていることを示すものである。

この事実もまた原告らの損害を考慮する上で、見過ごせない事実である。

4 原告らの精神的損害は10万円を下らないこと

以上のとおり、原告らは本件不指定処分による無償化制度からの排除によって、様々な精神的苦痛を被った。原告らが被った精神的損害は1人あたり10万円を下らない。

第4 経済的不利益

1 学生一人当たりの経済的不利益

高校無償化は、公立学校の場合は文字通り無償化であるが、それ以外の学校については、「就学支援金」として学生一人あたり月9,900円が学校に支給されるという制度である。すなわち、原告らが朝鮮学校に3年間進学していることに照らせば、原告らは就学支援金を3年間受け取ることができない立場にあったのだから、朝鮮学校以外の高校生に比べて、356,400円(9,900円×12か月×3年間)の経済的負担を負っていることになる。

2 兄弟がいればその不利益が大きくなること

原告らの家庭では3人兄弟や4人兄弟全員が朝鮮学校に進学している場合もある(甲B8, 甲B7, 甲B10 甲B12, 甲B15, 甲B16, 甲B20, 甲B22, 甲B25, 甲B26, 甲B28, 甲B32, 甲B33, 甲B35, 甲B39, 甲B40号証等)。この場合の家庭が負う経済的負担は、356,400円×3または4となるため、極めて重い経済的負担を負っていることになる。

3 税制上の不利益

税制上の経済的不利益も看過できない。

2009年12月に財務省が発表した平成22年度税制改正大綱によれば「教

育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図るために創設された16歳から22歳までの特定扶養親族を控除対象とする特定扶養控除については、22年度において、高校の実質無償化に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（25万円）を廃止することとします（平成23年分からの適用となります）。」（甲A180号証：平成22年度税制改正大綱15頁）とある。

すなわち、国の税制改革により16歳未満の子どもに対する扶養控除と、16歳から18歳の子どもに対する扶養控除の上乗せ分が廃止されたため、小学校から高校までの学校に子どもを通わせている親の税負担が増えることになったが、その見返りとして中学生までには子ども手当の支給、高校生には無償化制度が実施されることになったのである。

しかしながら、朝鮮学校に通う学生を持つ家庭には、この見返りとしての無償化（就学支援金の支給）がなされなかった。

その結果、朝鮮学校に通う学生を持つ家庭では、扶養控除の利益を受けることなく、かつ見返りとしての就学支援金も受け取れないという、いわば二重の経済的負担を負わされることになったのである。

第5 さいごに

- 1 無償化問題は日本政府による朝鮮学校に対する差別政策の一環であること
本件無償化問題のように、朝鮮学校だけが他の日本学校やその他の外国人学校とは別に当該制度から排除されるのは、今に始まったことではなく、朝鮮学校の設立当初から、被告国は朝鮮学校を排除すべく、あらゆる差別政策を継続している。

本件無償化問題もこのような日本政府の差別政策の一環として位置づけられていることを理解しなければ、本件無償化問題の本質を見失うばかりか、司法を担う裁判所が日本政府の差別政策に荷担することとなり、人権最後の砦としての責

務を全うすることができない。

2 原告らの思いを正確に理解する必要があること

また、原告らがどのような思いを抱いて本件訴訟に踏み切ったのかも知る必要がある。

原告らは、年間約12万円という就学支援金の支給を受けることができなかったからといって、国を被告として裁判を争うことを決意したわけではない。国を相手に裁判をすることにより、社会に出て行く原告らがいかなる逆風にさらされるか分からない状況であったにもかかわらず、本件提訴当時、既に九州朝鮮学校を卒業していた者を含め、60名余りの原告が、国を被告として裁判を争うことを決意したが、何故に原告らがそのような決意に至ったのか、日本社会で生まれ育った日本人であれば、決して理解しがたい原告らの決意に目を向けなければ、原告らの真の精神的苦痛を知ることができない。

3 司法の役割が期待されていること

被告国は、政治外交目的を理由として、高校無償化制度から朝鮮学校だけを差別的に排除している。このことは、無償化制度が開始する前後の議論と被告国が本件訴訟で展開する主張、さらには本件訴訟中における被告の主張の変遷との間には、何ら一貫性がないことから明らかである。

本件訴訟が係属している過程において、南北朝鮮や朝米関係の緊張緩和や関係改善に向けた取り組みが現実化する中で、日朝首脳会談をはじめ、日本と朝鮮共和国との政治関係も積極的に変化することが十分に期待される。

しかしながら、絶対にあってはならないのは、被告である日本政府において、朝鮮共和国との関係改善があったことをして、本件不指定処分をうやむやにし、朝鮮学校に対して無償化制度を適用するという政治決着である。仮に、このような政治決着があったとなれば、まさに、本件無償化制度から朝鮮学校だけを排除した日本政府の目的が、朝鮮共和国や朝鮮総聯との関係を理由とする「政治外交目的」に他ならず、被告自身が、「政治外交目的」であったことを自認すること

に他ならない。

原告50番は、本人尋問において、裁判所に対して次のように語った。

「今、情勢が、韓国、朝鮮共和国、中国、アメリカが、平和へ向けて進んでいると思うんですけども、日本の中で、僕たちの朝鮮学校生だけが、今、こんなにちっちゃい場所で、差別だったり、そういうことを受けていると、日本も足をそろえて平和へ向けて歩いていかないといけないのに、このように差別があってもいいのかなというのは、本当に心から思うのですけれども、なので、一刻も早くこの差別をなくしていってくれたらいいなと思います」

朝鮮学校に通う生徒は、これからの日本社会に貢献する重要な人材である。

朝鮮学校に対する被告国の差別政策が廃止されなければ、日本社会は衰退するばかりか、国際的にも取り残されていくことになる。

裁判所においては、日本社会の未来のために、被告国による差別政策を是正し、自由に学びたいという原告ら及び朝鮮学校に通う子どもたちの声に耳を傾け、国際社会に恥じることのない判決をしていただきたい。

以上